

提供日 2026/03/19  
タイトル 食品表示に係る合同監視指導の結果  
担当 健康福祉部生活衛生局衛生課  
連絡先 食品監視班  
TEL 054-221-3358



幸福度日本一の静岡県

## 食品表示に係る合同監視指導の結果

### 1 要旨

食品表示は、食品表示法や景品表示法など複数の法令等が関係しています。食品表示に関する監視指導を効果的に行うため、県が定める「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、関係機関が連携し、スーパーマーケットや直産市等112施設に対し、合同で監視指導しました。

### 2 実施機関

実施機関	担当部局等	関係法令等
静岡県	健康福祉部（衛生課、保健所）	食品表示法、米トレーサビリティ法
	くらし・環境部（県民生活課、県民生活センター）	景品表示法
	経済産業部（お茶振興課、農林事務所）	静岡県茶業振興条例
静岡市	保健福祉長寿局保健所食品衛生課	食品表示法
	市民局生活安全安心課	
浜松市	健康福祉部保健所生活衛生課	
	市民部市民生活課くらしのセンター	

### 3 調査結果の概要

#### (1) 調査期間

令和7年4月～令和8年2月

#### (2) 調査結果

関係法令	調査食品(品数)	うち指導(品数)	
		うち指導(品数)	割合(%)
食品表示法	1,286	226	17.6
景品表示法	1,454	10	0.7
米トレーサビリティ法	113	26	23.0

※調査食品数及びうち指導品数は、重複を含む

#### (3) 主な指導の内容

食品表示法や米トレーサビリティ法については、商品や店頭での産地表示に関することや、表示責任者等に関する記載方法の不備などの不適正表示に対し、指導を行いました。

景品表示法に関しては、合理的な根拠なく商品やサービスの優良性を示すなど、消費者に誤認を生じさせるおそれのある表示に対し、指導を実施しました。

### 4 今後の対応

引き続き監視指導を実施していくとともに、事業者が最新の法令に対応できるよう、講習会等を通じて適正な表示を推進していきます。